

大和高田市文化会館舞台操作等業務委託契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は大和高田市文化会館の舞台操作業務（以下「委託契約」という。）を乙に託し、乙はこれを受諾するものとする。

2 前項の委託業務の範囲及び内容並びにその処理方法は、この契約に定めるもののほか、別紙大和高田市文化会館舞台操作等委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

3 乙は、仕様書及び甲の指示に従って委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 本契約に基づく委託料は、金 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、別途）とする。

2 前項の委託料の各年度及び1か月当たりの金額（消費税等別途）は、次のとおりとする。

（1）令和 7年度（ 6か月分）金	円〔月額	円〕
（2）令和 8年度（12か月分）金	円〔月額	円〕
（3）令和 9年度（12か月分）金	円〔月額	円〕
（4）令和10年度（ 6か月分）金	円〔月額	円〕

3 委託業務の実施が1月に満たないときの委託料は、この金額から委託業務が実施されなかった日数の割合によって計算した額を控除した額とする。

4 乙は、毎月分の委託料の適法な請求書を翌月速やかに提出するものとし、甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税）

第4条 消費税等は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(法令上の責任)

第6条 乙は、委託業務の履行にあたり、労働基準法その他関係法令上のすべての責めを負うものとする。

(舞台技術員及び主任者)

第7条 乙は、仕様書に基づく業務の遂行にあたり、舞台技術員を配置するとともに、当該業務を指導監督するための主任者を選任し、甲に届け出なければならない。

2 乙は、主任者及び舞台技術員の名簿に履歴書を添付して甲に提出しなければならない。また、異動があった場合も同様とする。

3 主任者は、甲と常に連絡を密にして、委託業務を適正円滑に遂行しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、委託業務の実施に際し、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(臨機の措置)

第10条 乙は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙のとった措置の内容を遅滞なく書面により甲に通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他委託業務の履行にあたり必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 第1項及び第3項に規定する措置に要した経費のうち、委託料に含めることが不適当と認められる経費については、甲乙協議の上これを甲が負担する。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第13条の規定により、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(守秘義務)

第12条 乙又は乙の舞台技術員は、委託業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において乙に損害が生じて、甲は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が委託業務を履行する見込みがないとき。
- (2) 委託業務の履行が不誠実であるとき又は誠実に履行する意志がないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

(暴力団関与の場合の解除)

第14条 甲は、乙又は乙の役員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約を解除することができる。

(違約金)

第15条 前2条の規定により契約を解除した場合、甲は乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。この場合における契約金額とは、委託期間に月額委託料を乗じて得た額から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額とする。

(談合等による解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じて、その責めを負わない。

(賠償金)

第17条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この場合における契約金額とは、委託期間に月額委託料を乗じて得た

額とする。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(協議)

第18条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態や大規模改修に伴う臨時休館等変更契約をする場合、甲乙協議のうえ真摯に対応するものとする。

(疑義事項の処理)

第19条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、関係法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(契約履行の原則)

第20条 甲及び乙は、信義誠実を持ってこの契約を忠実に履行しなければならない。

(業務の引継ぎ)

第21条 契約期間等の終了に伴い新たな受託業者に業務を引き継ぐ際は、業務が円滑に実施できるよう、誠実に引継ぎを行わなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀 内 大 造

乙